

へいせい にじゅう にねん くがつ みつ か  
平成 22 年 9 月 3 日

ぜんこくざいたくしょうがいじ しやじったいちようさ かしょう きほんこっかく あん たい いけん  
全国在宅障害児・者実態調査（仮称）の基本骨格（案）に対する意見について

ぜんこくしゃかいしゅうろう きょうぎかい かいちょう こんどう まきおみ  
全国社会就労センター協議会 会長 近藤 正臣

しちがつ にじゅうしちにちかいかい だいがいそうごうふくしぶかい しめ ぜんこくざいたくしょうがいじ しやじったいちようさ  
7月 27 日開催の第5回総合福祉部会において示された全国在宅障害児・者実態調査  
（仮称）の基本骨格（案）につきまして、以下のとおり意見を述べます。

しせつにゆうしよしやとう ざいたく しょうがいじ しやいがい もの たいしやうか  
1. 施設入所者等の在宅の障害児・者以外の者の対象化について

しょうがいしやそうごうふくしほう かしょう けんとう しせつにゆうしよしやとう しゆ  
「障害者総合福祉法」（仮称）の検討にあたっては、施設入所者等についても、主とし  
て地域生活への移行のための課題把握を行うことが重要であり、今回の実態調査の対  
象として加えるべきだと考えます。

ちやうさこくもく ついか  
2. 調査項目の追加について

しせつにゆうしよしやとう ちやうさたいしやう ふく ふ ちやうさこくもく つぎ ないよう くわ  
施設入所者等も調査対象に含むことも踏まえ、調査項目には次のような内容を加えるこ  
とが必要であると考えます。

ちやうさこくもく 調査項目	ついかないよう あん 追加内容（案）
にちじやうせいかつまた しやかいせいかつじやう ししやう ぼっせい 日常生活又は社会生活上の支障の発生 ひんど 頻度	ししやう ぼっせい じやうきやう ・支障の発生する状況 ししやう ないよう ・支障の内容
きよじゆうけいたいおよ どうきよしや じやうきやう 居住形態及び同居者の状況	きよしつ りやうにんずう ・居室の利用人数 かぞくとう じやうきやう ・家族等の状況
しゆうにゆう じやうきやう 収入の状況	かぞくとう ほてん じやうきやう ・家族等からの補填の状況
しょうがいふくし とう りやうじやうきやう 障害福祉サービス等の利用状況	にゆうしよきかん ・入所期間 いりやう ほけん りやうじやうきやう ・医療・保健サービスの利用状況
しょうがいふくし とう きぼう 障害福祉サービス等の希望	いっばんしゆうろうご およ ・一般就労後のフォーマル及びインフォーマ ルな支援内容の希望 ちいきいこう きぼう しえんないよう きぼう ・地域移行の希望および支援内容の希望

ちやうさほうほう  
3. 調査方法について

- ちやうさたいしやうしや しょうがい たい にんしき ゆう ばあい そうてい ちやうさいん  
調査対象者が障害に対する認識を有していない場合もあることを想定すると、調査員は、  
そうだんしえんせんもんいん しょうがいふくし せんもんてきちしき ゆう もの にな ひつよう かんが  
相談支援専門員など障害福祉の専門的知識を有する者が担う必要があると考えます。
- しせつにゆうしよしや ちやうさ おこなう さいい ほんにん いし てきかく ひ だ みちか しえん おこな  
施設入所者に調査を行う際は、本人の意思を的確に引き出せるよう、身近で支援を行う  
しよくいん ひつよう おうじてきやうりよく ひつよう  
職員が必要に応じて協力することが必要です。
- ざいたくしょうがいじ しや ちやうさ ちやうさたいしやう うむ かくにん たんとくいきげんこ ちやうさひよう  
在宅障害児・者の調査にあたっては、調査対象の有無を確認せずに担当区域全戸に調査票  
はいふ ちやうさたいしやう みずか かぞくとう はんだん かた きにゆう ほうほう かんが  
を配布し、調査対象であると自らあるいは家族等が判断した方が記入する方法が考えら  
れます。
- ちてきしょうがいしや しつもんないよう りかい こんなん ちやうさたいしやうしや ばあい じきしき  
知的障害者など質問内容の理解に困難がある調査対象者である場合においては、自記式  
ではなく、ちやうさいん きと ちやうさ けんとう  
調査員による聞き取り調査とすることも検討すべきであると考えます。